

1 目的

この実施基準は、徳島県MC協議会に所属する各消防機関等が行う救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

2 定義

この実施基準において、口頭指導、口頭指導員及び応急手当実施者の定義は次のとおりとする。

●口頭指導

救急要請受信時に、消防機関等が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うこと。

●口頭指導員

119番通報を受ける等の指令業務に従事している者の中で、別に定める口頭指導を行うための要件を満たす消防職員等。

●応急手当実施者

口頭指導員により口頭指導を受け、傷病者に対し応急手当を施行する者(口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む)

3 口頭指導の指導項目

消防機関等が口頭指導を行う際の指導項目は、次のとおりとする。

- (1)心肺蘇生法
- (2)気道異物除去法
- (3)止血法
- (4)熱傷手当
- (5)指趾切断手当
- (6)刺咬症手当
- (7)エトパ(アナフィラキシー)

4 口頭指導の実施要領

(1)口頭指導実施及び中止の判断

口頭指導は、口頭指導員が聴取した内容から応急手当が必要であると判断した場合に実施する。

また、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により、対応できない場

合及び指導により症状の悪化を生じると判断される場合は、中止する。

(2)各口頭指導につなげるための導入要領

通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導につなげるための導入要領の策定に努めるものとする。

(3)口頭指導員の要件

口頭指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有する者

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月30日付け消防救第41号)に基づく応急手当指導員

(4)口頭指導内容

口頭指導員は、口頭指導を行うに際し、既に救急隊が向かっている旨を伝える等応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目のプロトコルの内容に従って指導するものとする。

(5)その他

ア 口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各プロトコルに従って、速やかに指導を行うものとする。

イ 口頭指導を実施する場合、感染防止上の留意事項についても配慮した指導を行うものとする。

ウ 口頭指導を実施した場合、出場中の救急隊に対して、その内容について、適切な方法により伝達するものとする。

5 口頭指導に係る記録等

口頭指導員は口頭指導をおこなった場合は、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくこととする。